

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第7条第7項、第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び役員、評議員並びに評議員選任・解任委員の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と合わせて役員等という。
- (2) 会長及び常務理事(以下「常勤役員」という。)とは、理事会の決議により理事の中から選定された者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 会長及び常勤役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等及び費用を支給するものとする。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 会長 報酬
- (2) 常勤役員 報酬、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当

(費用弁償の支給)

第4条 役員等に対しては、次のとおり費用弁償を支給する。ただし、会長及び本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び地方公共団体の常勤職員の役員等に対しては、費用弁償は支給しない。

- 2 本会の規定に定めるものの他、本会が所管する委員会等の委員等に対しては、費用弁償を支給する。

(報酬等及び実費弁償の額の算定方法)

第5条 会長及び常勤役員等の報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する費用弁償の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する費用弁償の額は、別表第3に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員会委員に対する費用弁償の額は、別表第4に定める額とする。
- 5 常勤役員の通勤手当、住居手当及び扶養手当の額は、本会「職員給与等支給規程」(以下「給与等支給規程」という。)第10条、第13条及び第14条の規定を準用する。
- 6 本会の規定に定めるものの他、本会が所管する委員会等の委員等に対する費用弁償の額は、別表第5に定める額とする。
- 7 常勤役員等の期末手当、勤勉手当の額は、別表第6に定める額とする。

(報酬等及び実費弁償の支給方法)

第6条 会長及び常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、「給与等支給規程」第7条に定める日を準用する。

2 常勤役員に対する期末手当及び勤勉手当の支給時期は、「給与等支給規程」第22条第3項に定める日を準用する。

3 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する実費弁償は、理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。ただし、1日に複数回開催され、そのいずれにも出席する場合の出席回数は1回とみなす。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった職員互助会費等を控除して支給する。

(常勤役員の労働条件)

第7条 常勤役員の労働条件、服務規律その他就業に関する事項は、本会「職員就業規程」を準用する。

(費用)

第8条 役員等が本会業務上のため出張した時は、その出張について支給する旅費については、「給与等支給規程」により支給する。

2 役員等が本会の職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、令和元年12月19日から施行する。

別表第1（会長及び常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
会長	月額 50,000 円
常務理事	月額 230,000 円以内

別表第2（非常勤の役員の費用弁償）

(1) 理事

区 分	費用弁償の額
理事会・評議員会への出席	1日 2,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 2,000 円

(2) 監事

区 分	費用弁償の額
監事監査・理事会・評議員会への出席	1日 2,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 2,000 円

別表第3（評議員の費用弁償）

区 分	費用弁償の額
評議員会への出席	1日 2,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 2,000 円

別表第4（評議員選任・解任委員の費用弁償）

区 分	費用弁償の額
評議員選任・解任委員会への出席	1日 2,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 2,000 円

別表第5（本会の規定に定めるものの他、本会が所管する委員会等の委員等の費用弁償）

区 分	費用弁償の額
委員会等への出席	1日 2,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 2,000 円

別表第6（常勤役員の期末・勤勉手当）

区 分	期末手当	勤勉手当
6月	(報酬月額+扶養手当) × 0.725 月	(報酬月額+扶養手当) × 0.450 月
12月	(報酬月額+扶養手当) × 0.725 月	(報酬月額+扶養手当) × 0.450 月